平成２３年（フ）第２６５４号
札幌市白石区菊水９条２丁目４番11号
債務者　井野百理恵
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０８号
札幌市手稲区前田８条17丁目２番25号
債務者　濱内　和幸
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４８号
札幌市西区八軒10条東３丁目１番29号
債務者　佐藤　美佳
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３８号
群馬県高崎市足門町495番地１　ヴィレッジ清水201号
債務者　中澤さおり
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３７８号
静岡県沼津市下香貫大久保2392番地の９
債務者　栗原　利之
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
堺市南区庭代台１丁23番１―206号、事業所所在地大阪市中央区北新町４番５号　第２太田ビル４階
債務者　梅鉢デザインオフィスことエフ・エフ・ホンコンこと　梅鉢　雅義
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１４号
堺市堺区旭ヶ丘中町１丁６番27―405号、前住所堺市堺区旭ヶ丘北町３丁１番14号
債務者　奥村　勝廣
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１５号
堺市堺区旭ヶ丘中町１丁６番27―405号、前住所堺市堺区旭ヶ丘北町３丁１番14号
債務者　奥村　千惠
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０３８号
堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ⅱ―611
債務者　山本　有彦
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２７８号
大阪府松原市岡４丁目４番18―201号、前住所大阪府松原市河合１丁目４番32号
債務者　橋本　育子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
山形県鶴岡市大西町２番17―２号
債務者　宮本奈緒美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第３８号
群馬県沼田市屋形原町2397番地、前住所群馬県高崎市石原町1927番地　きよみずハイツ205号
債務者　石黒ふみ江（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
埼玉県本庄市小島１丁目４番７号　古澤アパート南１号室
債務者　小林　キヌ
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７８号
千葉県茂原市六ツ野1519番地
債務者　小倉　茂男
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
千葉県茂原市高師町３丁目15番地10
債務者　中村せつ子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
千葉県いすみ市岬町椎木1326番地、申立時の住所千葉県茂原市六ツ野3112番地５
債務者　太田和祐子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
千葉県茂原市箕輪235番地１
債務者　古谷　政博
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係